



各 位

平成 21 年 6 月 11 日

会 社 名 株式会社富士テクノロジーソリューションズ
代 表 者 名 代表取締役 高井 男
(コード番号 2336)
問 い 合 わ せ 先
役 職 氏 名 経営管理部部長 岩澤 隆則
電 話 046-250-1666

定款の一部変更のお知らせ

平成 21 年 6 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の業務又は財産の状況、その他の事情に対応して機動的に自己株式を取得できるよう、取締役会決議により自己株式の取得が行える旨の規定を新設し、監査役会設置会社の定める廃止を目的とした、定款の一部変更を行います。

2. 定款の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株 式 第 6 条 (条文省略) (新設) 第 7 条～第 25 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (削除) 第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株 式 第 6 条 (現行どおり) <u>(自己株式の取得)</u> 第 7 条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> 第 8 条～第 26 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数) 第 26 条 (条文省略) (監査役の選任) 第 27 条 (条文省略) (監査役の任期) 第 28 条 (条文省略) (常勤の監査役) 第 29 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第 30 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (監査役会の決議の方法) 第 31 条 <u>監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u> (監査役会の議事録) 第 32 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規程) 第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> 第 34 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 <u>監査役</u> (監査役の員数) 第 27 条 (現行どおり) (監査役の選任) 第 28 条 (現行どおり) (監査役の任期) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 30 条～第 36 条 (現行どおり)</p>